**モデル運営規程の見直しについて（お知らせ）**

　障害者支援課　施設支援担当

　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）の改正を受けて、県施行条例を改正したこと等に伴い、以下のとおりモデル運営規程を変更しました。

　ついては、各施設・事業所様におかれましても適宜運営規程の見直しと、変更届出書の御提出をお願いします。

【見直しの基準について】

※　令和４年度から義務化（「虐待の防止のための措置に関する事項」、「身体拘束等の禁止」）

 「その他運営についての留意点」（セクハラ・パワハラ防止等に関する措置）

　→　速やかに運営規程の見直しをお願いします。

※　令和６年度から義務化（「業務継続計画の策定等」、「衛生管理等」）

　　「非常災害対策」（地域住民との連携）

　→　変更可能な時期に運営規程の見直しをお願いします。

【変更箇所一覧】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ①非常災害対策 | ②虐待防止の措置 | ③業務継続計画 | ④衛生管理等 | ⑤身体拘束等の禁止 | ⑥その他運営についての留意点 |
| 義務化の有無(時期) | 　　無（努力規定） | Ｒ４.４.１～ | Ｒ６.４.１～ | Ｒ６.４.１～ | Ｒ４.４.１～ | 有 |
| モデル運営規程での記載箇所 | 第１４条（通所・入所）第１１条（ＧＨ）第１２条（短期入所） | 第１５条（通所・入所）第１２条（ＧＨ）第１３条（短期入所） | 第１６条（通所・入所）第１３条（ＧＨ）第１４条（短期入所） | 第１７条（通所・入所）第１４条（ＧＨ）第１５条（短期入所） | 第１８条（通所・入所※１）第１５条（ＧＨ）第１６条（短期入所） | 第１９条（通所・入所※２）第１６条（ＧＨ）第１７条（短期入所） |

※１　身体拘束等の禁止：就労定着支援は対象外

※２　就労定着支援は第１８条

【具体的な内容】

①「非常災害対策」の文言追加（第２項）

　（非常時に備えた訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。）

②「虐待の防止のための措置に関する事項」に「（５）虐待防止のための対策を検討する委

　員会（虐待防止委員会）の設置等に関すること」を追加

③「業務継続計画の策定等」の追加

④「衛生管理等」（感染症の予防及びまん延防止のための措置）の追加

⑤「身体拘束等の禁止」の追加

⑥「その他運営についての留意点」の文言追加（第２項）

　（「セクシャル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」等防止の措置に関するもの）